

令和3年度 要望書回答書

【要望1】来庁者駐車場の混雑緩和対策について

自動車を使用する市役所来庁者は、主に中庭駐車場又は4号館正面駐車場を利用していますが、市役所が混み合う時期や駐車場の一部が利用休止となる期間は、空スペース待ちの車両等で駐車場内の交通導線が輻輳し、市道井ノ上山東線側では、駐車場に出入する車両の動きが取れなくなることもあります。

市役所新庁舎建設計画にともなう駐車場変更や規制も既にスタートしており、工事期間中の駐車場内の混雑緩和や安全確保には、ドライバーのモラルに訴える以外の取り組みが必要です。

ついては、次のとおり要望します。

- ①駐車場の利用休止やその代替地、規制等については、期間の長短にかかわらず、市広報やメールサービス等によるきめ細かい情報発信を行うこと。
- ②駐車場内の交通導線が輻輳すると想定される期間・曜日等には、整理員を配置して安全確保を図るとともに、場内進行方向の指定や4号館正面駐車場を障害者・高齢運転者専用エリアとするなど、駐車場利用に一定の配慮を行うこと。
- ③出張所の利用や自転車・公共交通による来庁を促進するため、出張所機能の周知や公共交通利用のインセンティブを高める施策を行うこと。

【回答】

- ① 工事の進捗状況による駐車場の変更等につきましては、市広報や市ホームページでのお知らせをはじめ、きめ細かな周知に努めてまいります。
- ② 安全対策と混雑緩和を図るため、本年1月4日から交通整理員を配置し、駐車場内での車両の誘導等を行っております。また、4号館正面玄関前駐車場につきましては、障害者、高齢運転者、妊産婦の方など必要な方が利用できるよう対策を進めてまいります。
- ③ 出張所でできることにつきましては、市広報3月1日号で周知を行っております。また、市役所窓口の混雑緩和と市民の皆様の利便性向上を図るため、タブレット端末を活用した公民館でのオンライン相談を開始しております。
なお、新年度には、富海、大道、小野公民館をモデル公民館として運営体制の強化を図ります。

【要望2】 かん・びん等分別排出用容器の管理業務委託の在り方について

防府市では、資源ごみ・危険ごみ集積場所に、ごみを分別排出するための分別排出用容器（コンテナ）を配置し、容器の維持管理を自治会に委託し、委託料が支払われています。

また、民有地を使用する集積場所については、民有地の無償提供など一定の要件を満たした場合、固定資産税の課税免除措置も設けられています。

しかし、市街地においては、容器の保管場所として適当な場所の確保に苦慮している自治会があります。

については、この解決策として次のとおり要望します。

- ① 近隣に市所有地や施設等がある場合、容器保管場所としての使用について特段の配慮をすること。
- ② 容器の保管場所として、駐車場等を有償で借り上げざるを得ない場合、自治会負担が生じない措置を講ずること。
- ③ 地域と行政との協働体制を推進するため、容器保管場所の確保や方法について自治会と真摯に協議し、排出容器の管理受託業務の返上等が生じることがないように、問題解決に向け迅速な対応を行うこと。

【回答】

① 資源ごみ・危険ごみ集積場所としての市所有地や市施設の使用につきましては、今後とも支障とならない場合は許可等いたします。

②、③

容器の保管場所を有償で借り上げざるを得ない場合や確保が困難な場合につきましても、引き続き、各地域において適正に資源ごみ・危険ごみの分別排出を行っていただけるよう、地域の実情をお聞きした上で、自治会の負担が軽減されるよう対応してまいります。

【要望3】自治会の使用する多数共有地の固定資産税の課税免除について

防府市では、「地方税法第六条第一項の規定に基づき課税免除するものの範囲を定める条例」により、一定の要件を満たしている場合に固定資産税の課税が免除され、また、「民有地提供による資源ごみ・危険ごみステーション取扱要綱」では、民有地を使用する資源ごみ・危険ごみ集積場所については、民有地の無償提供など一定の要件を満たした場合、固定資産税の課税免除措置も設けられています

しかし、市内には、一定の基準を満たしているにもかかわらず、相続の発生した多数共有地の相続人の一部が判明せず、全員との利用契約書が作成できないために固定資産税相当額を負担している自治会があります。

については、次のとおり要望します。

- ① 「地方税法第六条第一項の規定に基づき課税免除するものの範囲を定める条例」又は「民有地提供による資源ごみ・危険ごみステーション取扱要綱」に定める一定の基準を満たしている多数共有地であって、登記名義人の相続人の一部が判明しない場合は、市に届出された相続人代表者及び納税管理人と自治会が無償で使用する旨の覚書等を提出することにより固定資産税の課税を免除する制度を創設すること。

【回答】

- ① 自治会が自治会館等として利用されている家屋や土地の固定資産税等の課税免除申告にあたり、利用契約書が作成できない場合は、自治会で利用状況についての証明文書を発行していただくことにより、申告を受付いたします。

「民有地提供による資源ごみ・危険ごみステーション取扱要綱」に基づく提供地の認定につきましても同様の取扱いができるよう、要綱の見直しを行ってまいります。

【要望4】ポイ捨てごみへの対策について

防府市では、「防府市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置防止に関する条例」により、市民による空き缶等（空き缶・空きビンその他の飲料容器・たばこの吸い殻・チューインガムのかみかす・紙くずその他これらに類するポイ捨ての対象になるすべての物）のポイ捨て行為が禁止され、自治会等により啓発看板も設置されていますが、市内各所でポイ捨てごみを見かけます。

ポイ捨てごみの一部は、地域のボランティア活動や市民一斉清掃・佐波川一斉清掃等の取り組みにより回収されていますが、問題の根本的な解決には至っておらず、条例違反者への働きかけや地域・家庭・学校による就学世代への社会道徳教育等、市民の一人ひとりが環境について考え、行動するまちづくりを目指した総合的な取り組みが必要です。

ついては、次のとおり要望します。

- ①ポイ捨ての違反行為の抑止効果を持つ罰則規定等を条例に追加すること。
- ②学校教育の場においても、人として守るべき社会道徳を理解し、行動できる人づくりを目指した教育をより積極的に実践すること。

【回答】

- ① 市といたしましては、ポイ捨てごみのない、きれいなまちづくりは、罰則によることなく、市民の皆様とともに、一人ひとりのモラルの向上を図りながら取り組むべきものと考えております。
- ② 各学校では、道徳の授業において、児童生徒の発達段階に応じて、約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを進んで守ることができるよう、授業の充実に努めております。
また、地域の方々とのふれあいを通して、児童生徒の豊かな心を育み、道徳的な判断力や実践意欲を高められるよう働きかけてまいります。

【要望5】市民体育祭の在り方について

防府市民体育祭については、検討会議が設置され、見直しが始まっています。

防府市自治会連合会では、現在の各地区対抗戦形式を廃し、「市民あがてのスポーツの日とし、スポーツの意義や楽しさを理解し、関心を深めると共に、市民の体力向上・生涯スポーツに寄与すること」という目的に沿って、多くの市民が楽しく参加し、スポーツを通じた交流が行われる大会となるよう、次のとおり要望します。

- ① 検討会議に、各競技団体や市民活動団体等から広く参加者を募り、毎年度の競技種目決定や大会運営についての意見を聴取し、協力を仰ぐこと。
- ② 開催期間を拡大して、ニュースポーツやパラリンピック競技も含むさまざまなスポーツやレクリエーション等に多くの市民が参加して交流の図れる大会とすること。

【回答】

- ① 防府市民体育祭検討会議での御意見を踏まえ、防府市民体育祭を見直し、子どもから高齢者まで、誰もが気軽に参加し様々なスポーツを体験することができる「ほうふスポーツフェスタ」として開催いたします。

なお、内容や種目等につきましては、市民の皆様が参加しやすいイベントとなりますよう、必要に応じた見直しを行ってまいります。

- ② 新年度の「ほうふスポーツフェスタ」は、初年度として1日間の開催とし、スポーツの楽しさや関心を深め、市民の体力向上や生涯スポーツの実施人口の拡大を図る大会といたします。

実施予定種目：ニュースポーツ・ソフトボール・バレーボール・
トップアスリート体験・かけっこ対決・靴飛ばし 等

【要望6】「住民参加による協働のみちづくり」への支援充実について

防府市では、市道・農道・法定外公共物（赤線・青線）・市管理河川の維持管理作業について、自治会等の団体を対象に資材支給制度が設けられています。

しかし、自治会等で道路等の管理を行う場合、刈刃・燃料の外にも作業機器等も必要となり、これらの購入・借上費は作業をする自治会等の負担となっています。

また、農家の高齢化等により、農道の管理作業を自治会が行うことも増えており、市民による環境美化のためには、部署を横断する一元的な取り組みが必要です。

については、次のとおり要望します。

- ①現在の資材支給制度は、道路課、河川港湾課、農林漁港整備課など窓口がかれており、また、作業実施報告の有無などがまちまちであることから、申請窓口及び申請・報告内容、資材の支給方法等を統一すること。
- ②「防府市自治会等一斉清掃に伴う土砂等処理実施要領」における利用回数の制限を撤廃、若しくは年間の利用回数を増やすこと。
- ③道路等の区分に関係なく、自主的に維持管理を行う自治会等を対象に、必要な機器の貸し出しや物品等の購入実費を助成する、仮称「住民参加による協働のみちづくり」地域支援制度を創設すること。

【回答】

- ① 資材支給制度につきましては、令和3年度より、道路課、河川港湾課、農林漁港整備課のどの課でも申請受付ができるよう改善いたします。
なお、申請書や資材の支給方法等も統一してまいります。
- ② 自治会等が実施される地域の一斉清掃に伴い搬出された土砂等の収集運搬の利用回数につきましては、これまでの実施状況を踏まえ、各自治会年2回までとしておりますが、地域の特性を考慮しておりますので、この中で対応してまいりたいと考えております。
- ③ 市道等の維持管理につきましては、行政だけでは十分対応できないことから、市民の皆様のお力をお借りし、一定の道路区間を養子にみたくて、登録された市民団体に、我が子のように愛情を持って面倒を見てもらう、道路里親制度を考えてまいります。
お示しの、仮称「住民参加による協働のみちづくり」地域支援制度につきましては、市民ボランティア支援の観点から、市民の皆様の御意見もお聞きしながら検討してまいります。

【要望7】野犬対策及び家庭動物の不適正な飼養等について

野犬対策については、平成24年から市を通じて要望を重ねておりますが、捕獲強化等の取り組みにもかかわらず生息域は周辺部にも拡大しています。

また、市内では野犬問題以外にも、飼い犬の排泄したふんの放置や犬を引綱から放して行う運動、また、飼い主のない猫への餌やり行為による近隣とのトラブルなど、モラルに欠けた一部の飼い主や無責任に餌やりする人の行為により、市民は生活環境の悪化に不安を感じています。

本年からは、「動物の愛護及び管理に関する法律」による規制が強化され、不適正な飼養等には県による指導・勧告・命令が行われることになりましたが、市においても「防府を住みたい・住み続けたいまち」とするための積極的な取り組みが必要です。

ついては、次のとおり要望します。

- ①野犬の捕獲対策強化を引き続き県へ要請するとともに、市においては、飼い主のない犬や猫への餌やり行為や飼い犬の排泄したふんの放置等についての苦情相談窓口を設置して一元的な対応をすること。
- ②飼い主のない、野外を彷徨する動物の増加やモラルのない飼養等を少なくするため、「家庭動物等の飼養及び保管に関する基準（平成14年環境省告示第37号）」に沿った条例を制定すること。

【回答】

- ① 野犬の捕獲対策の強化につきましては、引き続き県に要請してまいります。
また、市といたしましても、職員を派遣するなど、協力することとしております。
なお、動物の不適正な飼養に関する苦情や相談につきましては、市生活安全課で受け付けており、しっかりと対応してまいります。
- ② 家庭動物の適正飼養につきましては、昨年6月に「動物の愛護及び管理に関する法律（動物愛護管理法）」が改正され、無責任な餌やりに対する指導や罰則の規定も設けられたことから、その周知啓発にしっかりと取り組んでまいりますとともに、指導等の権限のある県と連携して対応してまいります。

【要望8】道路の適正な管理について

交通事故防止と交通安全対策上、大変重要な道路や道路上の路面標示（区画線・道路標示）の維持管理について、次のとおり要望します。

- ①市管理の道路及び区画線の補修等は速やかに実施するとともに、担当部署によるこまめな点検のみならず、市民や市職員等からも道路全般にわたる情報提供が行われるよう徹底を図ること。
- ②山口県公安委員会の設置した道路標示（規制標示・指示標示）の劣化した場所については、修復工事の迅速・確実な実施を強く要請すること。

【回答】

- ① 市管理の道路及び区画線等の劣化箇所につきましては、引き続き早期の補修等を行ってまいります。

現在、通勤時や業務外出中における市職員による通報のほか、担当部署においては、スマートフォンアプリのLINEも活用して道路異常の早期発見に努めております。

より良い道路の維持管理に向けて、地域の皆様からも、道路全般に関する情報提供につきまして、御遠慮なく市道路課道路相談室まで御連絡をお願いいたします。

- ② 山口県公安委員会（警察）が管理する道路標示等の維持管理につきましては、引き続き強く要請してまいります。